

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月28日

茨城県監査委員	半 村	登
同	西 野	一
同	深 谷	一 広
同	羽 生	健 志

(注意事項)

監査対象機関名 県立日立第一高等学校	監査実施年月日 令和2年11月4日
○監査の結果 ノートパソコン1台について、備品としての管理が著しく不適正であったことにより、紛失したことは適切でない。	
○措置状況 ・ 監査結果を受け、職員会議において、改めて、全職員に適正な備品管理徹底の周知を図った。 ・ 毎年度実施している現況確認においては、担当教員のみならず、事務担当者が共同して実施することを徹底し、再発防止に努めることとした。	